

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>加須市は、地方税法、国民健康保険法（以下「国保法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報</p> <p>以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険税賦課、徴収に関する事務 ③保険給付に関する事務 ④出産育児一時金及び葬祭費に関する事務 ⑤保健事業に関する事務 ⑥オンライン資格確認等に関する事務</p> <p>・国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」）から委託を受けた国民健康保険中央会が、加須市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、加須市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・社会保険診療報酬支払基金が、加須市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、加須市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険システム 2. 収納消込システム 3. 滞納整理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 宛名管理システム 6. 中間サーバ 7. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> (1) 国保被保険者資格情報ファイル (2) 保険証交付履歴管理ファイル (3) 特定同一世帯所属者管理ファイル (4) 旧被扶養者管理ファイル (5) 非自発的失業者管理ファイル (6) 介護適用除外管理ファイル (7) 資格取得喪失年月日連携情報ファイル (8) 賦課基本管理ファイル (9) 賦課医療管理ファイル (10) 賦課支援管理ファイル (11) 賦課介護管理ファイル (12) 賦課期別管理ファイル (13) 賦課個人管理ファイル (14) 賦課所得管理ファイル (15) 賦課特徴該当管理ファイル (16) 賦課世帯詳細管理ファイル (17) レセプト管理ファイル (18) 高額療養支給管理ファイル (19) 療養費支給管理ファイル (20) 出産育児一時金支給管理ファイル (21) 葬祭費支給管理ファイル (22) 不当利得管理ファイル 	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【被保険者資格管理・保険税賦課徴収・保険給付等に係る事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の24、44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号) <p>【オンライン資格確認に係る事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【被保険者資格管理・保険税賦課徴収・保険給付等に係る事務】</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(第2条の表(1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、144、158の項)) <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)第2条の表 <ul style="list-style-type: none"> 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(第2条の表(48の項)) 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(第2条の表(69の項)) 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(第2条の表(70の項)) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(第2条の表(71の項)) <p>【オンライン資格確認に係る事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)附則第6条第4項 <ul style="list-style-type: none"> (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康スポーツ部国保年金課、総務部収納課
②所属長の役職名	国保年金課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所 健康スポーツ部 国保年金課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所 健康スポーツ部 国保年金課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人がか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [500人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [発生なし] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div>

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課 矢澤 利夫	国保年金課 羽鳥 智文	事後	所属長の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止諸	住所: 埼玉県加須市下三俣290番地	住所: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 8. 連絡先	住所: 埼玉県加須市下三俣290番地	住所: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	7. 中間サーバー	7. 国保情報集約システム 8. 中間サーバー	事前	システムの追加
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課 増田 一夫	収納課 平渡 勢津郎	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) 並びに番号法別表第二主務省令1条1項、2条1項、3条1項、4条1項、5条1項、19条1項、20条1項、25条1項、33条1項、43条1項、44条1項、46条1項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 並びに番号法別表第二主務省令1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項	事後	根拠法令の見直しによる修正
平成30年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) 並びに番号法別表第二主務省令第20条1項、25条1項、26条1項	(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) 並びに番号法別表第二主務省令第20条、25条、25条の2、26条	事後	根拠法令の見直しによる修正
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保年金課 羽鳥 智文 収納課 平渡 勢津郎	国保年金課長 収納課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 並びに番号法別表第二主務省令1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項) 並びに番号法別表第二主務省令1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項	事後	根拠法令の見直しによる修正
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「IVリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	加須市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険被保険者の資格に関すること。 ・国民健康保険の保険給付に関すること。 ・国民健康保険の保険事業に関すること。 ・出産育児一時金及び葬祭費に関すること。 ・国民健康保険税に関すること。 番号法別表第二に基づいて当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	加須市は、地方税法、国民健康保険法(以下「国保法」という。)&行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険税賦課、徴収に関する事務 ③保険給付に関する事務 ④出産育児一時金及び葬祭費に関する事務 ⑤保健事業に関する事務	事後	事務の追加に伴い文言整理及び事務列記順序の変更
令和2年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」という。)* *オンライン資格確認等システムの稼働に向けた準備として以下の事務を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、加須市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、加須市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、加須市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、加須市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	事務の追加に伴う記載
令和2年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	7. 国保情報集約システム 8. 中間サーバー	7. 中間サーバー 8. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	事務の追加に伴うシステム名称の追加及び記載順序の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	【被保険者資格管理・保険税賦課徴収・保険給付等に係る事務】 ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 ・番号法別表第一省令第16条 ・番号法別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	事後	事務の追加に伴い表題の追加及び文言を整理
令和2年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	—	【オンライン資格確認の準備業務に係る事務】 ・番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国保法第113条の3 第1項及び第2項	事前	事務の追加に伴う記載
令和2年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	【被保険者資格管理・保険税賦課徴収・保険給付等に係る事務】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	事務の追加に伴い表題を追加
令和2年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	【オンライン資格確認の準備業務に係る事務】 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等) ・国保法第113条の3第1項及び第2項	事前	事務の追加に伴う記載
令和3年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対家人数	令和1年10月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(税)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 住登外・宛名システム 7. 中間サーバ 8. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバ等	1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険税システム 3. 国民健康保険給付システム 4. 収納滞システム 5. 滞納整理システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 宛名管理システム 8. 中間サーバ 9. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 10. 医療保険者等向け中間サーバ等	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険資格ファイル (2)国民健康保険税ファイル (3)収滞納ファイル (4)国民健康保険給付ファイル	(1)国民健康保険資格異動ファイル (2)国民健康保険緩和措置異動情報ファイル (3)国民健康保険資格取得喪失年月日連携ファイル (4)国民健康保険税賦課基本ファイル (5)国民健康保険税介護基本ファイル (6)国民健康保険税支援基本ファイル (7)国民健康保険税賦課個人ファイル (8)国民健康保険税期割情報ファイル (9)国民健康保険給付レセプト情報ファイル (10)国民健康保険給付高額療養費支給情報ファイル (11)国民健康保険給付療養費支給情報ファイル (12)国民健康保険給付出産育児一時金支給情報ファイル (13)国民健康保険給付葬祭費支給情報ファイル (14)国民健康保険給付食事差額療養費支給情報ファイル (15)国民健康保険給付高額該当引継情報ファイル	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対家人数	令和3年5月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年5月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第三項(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119の項) 並びに番号法別表第二主務省令 1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2条、33条、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3	第三項(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項) 並びに番号法別表第二主務省令 1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2の2、33条、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3	事後	根拠法令の見直しによる修正
令和4年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	時点修正
令和4年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	時点修正
令和5年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条 を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和6年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」という。)※ ※オンライン資格確認等システムの稼働に向けた準備として以下の事務を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、加須市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、加須市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、加須市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、加須市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	⑥オンライン資格確認等に関する事務 ・国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」)から委託を受けた国民健康保険中央会が、加須市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、加須市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・社会保険診療報酬支払基金が、加須市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、加須市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	事務開始に伴う修正
令和6年1月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	【オンライン資格確認の準備業務に係る事務】 ・番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国保法第113条の3 第1項及び第2項	【オンライン資格確認に係る事務】 ・番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国保法第113条の3 第1項及び第3項	事後	オンライン資格確認導入に伴うもの
令和6年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【オンライン資格確認の準備業務に係る事務】 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等) ・国保法第113条の3第1項及び第2項	【オンライン資格確認に係る事務】 ・番号法 附則第6条第4項 ・国保法第113条の3第1項及び第3項	事後	オンライン資格確認導入に伴うもの
令和6年1月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	時点修正
令和6年1月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	時点修正
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療部 国保年金課、総務部 収納課	健康スポーツ部 国保年金課、総務部 収納課	事後	組織改正に伴う変更
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	加須市役所 健康医療部 国保年金課 住所: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話: 0480-62-1111(代表)	加須市役所 健康スポーツ部 国保年金課 住所: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話: 0480-62-1111(代表)	事後	組織改正に伴う変更
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	加須市役所 健康医療部 国保年金課 住所: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話: 0480-62-1111(代表)	加須市役所 健康スポーツ部 国保年金課 住所: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話: 0480-62-1111(代表)	事後	組織改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日				事後	令和6年4月1日修正分の委員会への提出漏れ
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>【被保険者資格管理・保険税賦課徴収・保険給付等に係る事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 ・番号法別表第一省令第16条 ・番号法別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 <p>【オンライン資格確認に係る事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国保法第113条の3 第1項及び第2項 	<p>【被保険者資格管理・保険税賦課徴収・保険給付等に係る事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号) <p>【オンライン資格確認に係る事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の44の項 <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法第113条の3 	事後	根拠法令の変更
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【被保険者資格管理・保険税賦課徴収・保険給付等に係る事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、25、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 並びに番号法別表第二主務省令1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2の2、33条、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3(別表第二における情報照会) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) 並びに番号法別表第二主務省令20条、25条、25条の2、26条 <p>【オンライン資格確認に係る事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国保法第113条の3第1項及び第2項 <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予約口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 	<p>【被保険者資格管理・保険税賦課徴収・保険給付等に係る事務】</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「国民健康保険資格・賦課関係情報」が含まれる項(第2条の表(1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、144、158の項)) <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)第2条の表 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(第2条の表(69の項)) 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(第2条の表(70の項)) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(第2条の表(71の項)) <p>【オンライン資格確認に係る事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予約口座の登録等に関する法律第9条 	事後	根拠法令の変更
令和7年11月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険税システム 3. 国民健康保険給付システム 4. 収納消込システム 5. 滞納整理システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 宛名管理システム 8. 中間サーバ 9. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 10. 医療保険者等向け中間サーバ等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険システム 2. 収納消込システム 3. 滞納整理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 宛名管理システム 6. 中間サーバ 7. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバ等 	事前	標準化対応に伴う評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 国民健康保険資格異動ファイル (2) 国民健康保険緩和措置異動情報ファイル (3) 国民健康保険資格取得喪失年月日連携ファイル (4) 国民健康保険税賦課基本ファイル (5) 国民健康保険税介護基本ファイル (6) 国民健康保険税支援基本ファイル (7) 国民健康保険税賦課個人ファイル (8) 国民健康保険税期割情報ファイル (9) 国民健康保険給付レセプト情報ファイル (10) 国民健康保険給付高額療養費支給情報ファイル (11) 国民健康保険給付療養費支給情報ファイル (12) 国民健康保険給付出産育児一時金支給情報ファイル (13) 国民健康保険給付葬祭費支給情報ファイル (14) 国民健康保険給付食事差額療養費支給情報ファイル (15) 国民健康保険給付高額該当引継情報ファイル	(1) 国保被保険者資格情報ファイル (2) 保険証交付履歴管理ファイル (3) 特定同一世帯所属者管理ファイル (4) 旧被扶養者管理ファイル (5) 非自発的失業者管理ファイル (6) 介護適用除外管理ファイル (7) 資格取得喪失年月日連携情報ファイル (8) 賦課基本管理ファイル (9) 賦課医療管理ファイル (10) 賦課支援管理ファイル (11) 賦課介護管理ファイル (12) 賦課期別管理ファイル (13) 賦課個人管理ファイル (14) 賦課所得管理ファイル (15) 賦課特微該当管理ファイル (16) 賦課世帯詳細管理ファイル (17) レセプト管理ファイル (18) 高額療養費支給管理ファイル (19) 療養費支給管理ファイル (20) 出産育児一時金支給管理ファイル (21) 葬祭費支給管理ファイル (22) 不当利得管理ファイル	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和5年12月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和5年12月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		【評価】 十分である 【判断の根拠】 総合行政システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		【最も優先度が高いと考えられる対策】 3) 権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策 【評価】 十分である 【判断の根拠】 総合行政システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施